

八財第1071号
平成29年5月22日

入札参加業者各位

八幡浜市総務企画部財政課長
(公印省略)

八幡浜市建設工事低価格入札者排除措置要綱の改正について

当市では、繰り返し低価格の入札を行う者を排除し、競争入札における公正な競争と市工事の品質を確保するため、八幡浜市建設工事低価格入札者排除措置要綱を制定しているところですが、改正を行い平成29年5月22日以降公告、通知する入札から適用することとしたのでお知らせします。

記

1. 改正の内容

当該年度において低入札を累積2回以上行った者に対して排除措置を行っていたものを、6ヶ月の間に低入札を累計2回以上行った者に対して行うこととする。

2. 排除措置について

(1) 対象者等

調査基準価格及び最低制限価格を下回る価格で入札を行った者に適用する。

(2) 排除期間

3ヶ月とする。

6ヶ月の間に累積回数2回目以上の低入札を行った案件の開札日の翌日から排除措置を行う。

3. その他

排除措置対象者は、八幡浜市ホームページに掲載する。

財政課 契約検査室 契約係 TEL22-3111 (内線 1471・1474)